

第2回PPP/PFI事業優良事例表彰について

○PPP/PFI推進アクションプランに基づき、令和5年度に内閣府特命大臣による表彰制度を新設し、**令和6年6月に第1回PPP/PFI事業優良事例表彰を実施した。**

※PPP/PFI事業の先導的な優良事例等を表彰し、以て**推進の機運醸成を図ることを目的**とする。

※内閣府において1次選考を実施した後、選考委員会による評価項目に基づく審査・選考を経て表彰する。

○内閣府特命担当大臣等による**第2回表彰を令和8年9月頃に開催**する予定。

参考：「PPP/PFI推進アクションプラン（令和7年改定版）」

2. PPP/PFIの推進施策

(2) 地方公共団体等の機運醸成、ノウハウの蓄積、案件形成に向けた積極的な支援

PPP/PFIが自律的に展開する基盤の形成に向けて、優先的検討規程の策定・運用の支援とともに、**優良事例の表彰など機運醸成に資する取組を促進する。**

iii) 首長、地方議会等の機運醸成に向けた情報提供等

⑤PPP/PFI事業の中から先導的な優良事例等を選定し、内閣府特命担当大臣等からその事例に対して表彰を行う

「PPP/PFI事業優良事例表彰」を通じて、PPP/PFIの活用地域の拡大、活用対象の拡大及び民間事業者の創意工夫を図る。

（令和6年度開始）〈内閣府〉

【表彰効果】 自治体・民間の更なる創意工夫、活用地域の拡大、活用対象の拡大

【表彰の種類】 大臣賞（表彰者：内閣府特命担当大臣表彰 各部門1件）
優秀賞（表彰者：政策統括官表彰 各部門1件程度）
特別賞（表彰者：選考委員会表彰 各部門1件程度）

【表彰部門】 人口20万人以上の地方公共団体、国等で事業化された事例
人口20万人未満の地方公共団体で事業化された事例

【表彰対象】 顕著な功績を挙げたPPP/PFI事業及びそれを実施する団体（地方公共団体等及び民間事業者）
※連名による応募のみ

【評価項目】 先導性、汎用性、継続性、有効性

【第2回表彰】 応募期間：令和8年4月10日（金）～令和8年5月29日（金）正午
表彰式：令和8年9月頃

※特別賞は「分野横断型・複数施設型及び広域型の取組」に関するPPP/PFI事業を優先して選考